平成２６年（フ）第１９８号
北海道北斗市中野通２丁目６番27号
債務者　金澤　　節
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７号
北海道北斗市七重浜１丁目５番16号　竹内アパート２Ｆ
債務者　船岡　　彩
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３３号
函館市新川町17番11号　メゾン・ド・ティアラ１－Ａ
債務者　齋藤亜也子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３５号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地６　町営住宅
債務者　村上　浩司
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３６号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地６　町営住宅
債務者　村上　沙織
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８０号
岐阜県大垣市笠縫町１番地１　ワールドビル408号室
債務者　青木　　剛
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
三重県度会郡玉城町日向274番地
債務者　中西　直也
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第９２９号
大阪市北区豊崎１丁目12番６－201号、前住所大阪府茨木市庄１丁目26番18号　パレス総持寺107号
債務者　笹部　進一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８７７号
大阪府枚方市走谷２丁目４番６号
債務者　大森　飛鳥
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０１９号
大阪市淀川区新高６丁目４番７号　メゾンエルム302号
債務者　岡田さつき
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７９号
大阪府茨木市北春日丘２丁目４番25号
債務者　浦久保　晶
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５８号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―612号　清川ビル
債務者　皆越　良子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６９号
大阪府枚方市渚元町３番19号
債務者　尾西　繁人
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９７号
大阪市中央区谷町９丁目１－７ルーベンス上町台701、住民票上の住所和歌山県田辺市上の山２丁目15番７号
債務者　林　　智晴
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１０号
大阪市東住吉区北田辺５丁目10番１号
債務者　前田　昌枝
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１１号
大阪市東住吉区北田辺５丁目10番１号
債務者　前田　　務
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２９８号
大阪府守口市外島町３番15―211号
債務者　玉川　智規
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部